

介護保険事業者（県指定サービス）の指定申請に際しての留意事項について

1. 指定申請にあたって

(1) 介護サービス事業を実施するためには

各サービス事業の人員及び運営に関する基準に従って、事業運営できることが条件となります。よって、指定申請を行う前には必ず申請予定サービスの基準を読解し、基準どおりに事業が出来るかを十分に検討の上、申請してください。

2. 開設する者の要件について

指定を受けるためには、以下の条件を満たしている必要があります。

- (1) 申請者は法人であること。
- (2) 申請者の定款、寄付行為、条例等の事業目的に、介護保険法に基づく事業名が明記されていること。(※「7. その他の注意点」の項を参照)
- (3) 配置される従業者が基準法令に定める資格又は員数等を満たしていること。
- (4) 事業所の設備が基準法令に定める基準を満たしていること。
- (5) 基準法令に従って適正な事業の運営が出来ること。

3. 人員及び設備に関する基準について

開設するサービスによって、人員及び設備に関する基準が異なります。詳細は本書の概要ページ及び基準法令を参照してください。

4. 指定スケジュール

指定日（事業開始日）は、毎月1日です。申請受付期間は指定日の前々月の1日から月末までです。

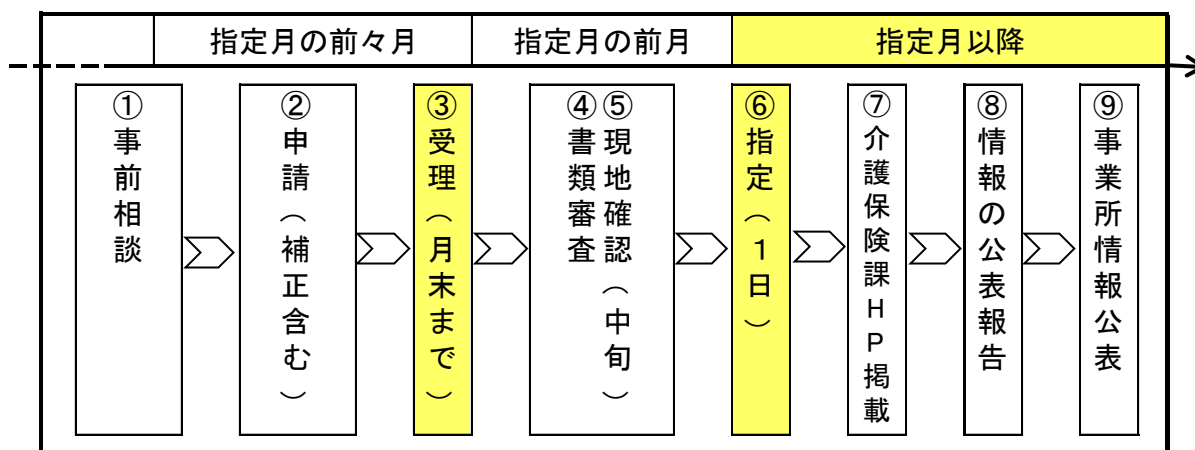
(例) 3月31日に提出、受理→5月1日指定

4月1日提出、受理 →6月1日指定

※申請書類に不備等があり、補正が必要なものは受理できません。

※月末が閉庁日にあたる場合は直後の開庁日が締切日となります。

5. 申請から指定までの流れ



(解説)

① 事前相談

- ・指定基準等の質疑応答とともに、現在の事業計画を伺います。計画の妥当性や基準の適合状況等、申請にあたっての課題等がないか確認を行ってください。事業内容やケアの方針について確認を行うことがありますので、事業所の運営内容についてわかる方が来庁の上、事前相談してください。

- ・相談時点で計画している内容について、事業所の計画図面等の資料があれば持参ください。
 - ・通所系サービス、入所系サービスについて、新築、改築等を行う前に計画図面等による事前相談をお勧めします。なお、指定後に新築、改築等を行う場合も同様です。改善が必要な箇所が判明した場合、再度改修が必要な場合があります。
- ② 申請
- ・県指定サービスの申請受付は、奈良県介護保険課（本庁舎3階）で行います。事業内容やケアの方針について確認を行うことがありますので、事業所の運営内容についてわかる方が来庁の上、申請してください。
 - ・来庁時は、必ず事前に電話で来庁日時をご予約ください。
 - ・申請は指定月の前々月に行ってください。それより前に提出されても受理しないことがあります。
 - ・みなし指定の場合を除き、指定サービスの申請にあたっては手数料（奈良県証紙を予め購入して貼付）が必要です。サービス毎の金額等、詳しくは別紙の手数料一覧をご確認ください。なお、奈良県証紙は県庁本庁舎1階(財)奈良県職員互助会（総務厚生センター西執務室内）にて販売しています。
- ③ 受理
- ・申請書類に不備・記入漏れ等があり補正が必要なもの、所定金額の奈良県証紙が貼付されていないものは受理できません。
 - ・申請書類の補正等が月末までに間に合わず受理できない場合は、事業開始を希望する月に指定できません。
 - ・申請書受理後、指定日に事業を開始できない事情やその他申請内容に変更が生じた場合は速やかに連絡してください。申出をせず指定を受けると「虚偽申請」となり、指定取消等の処分を受ける場合があります。
- ④ 書類審査
- ・申請が指定基準を満たしているかどうかを提出された書類等により審査します。
- ⑤ 現地確認
- ・指定月前月中旬に職員が現地を訪問し、設備及び人員等について申請書の内容と相違又は不備がないか確認を行います。確認の結果、問題があった場合、事業開始を希望する月に指定できません。
 - ・現地確認当日は、申請書類のシフト表に記載された従業者全員に対して、本人確認及び配置予定のシフトについて個別に確認を行います。対象の従業者を招集するとともに、各自、本人確認ができる公的な書類（運転免許証、健康保険証等）を持参するよう調整してください。
 - ・現地を訪問する具体的な日時は申請後の指定月前月初旬に県が決定し、電話でお知らせします。
- ⑥ 指定
- ・毎月1日付けで指定します。事業開始をこの日より前後することはできません。
 - ・指定書は事業所宛に郵送します。指定書は再発行できません。
- ⑦ 介護保険課ホームページへの掲載
- ・指定された事業所を、介護保険課のホームページに掲載します。
- ⑧ 情報の公表報告
- ・介護保険法第115条の35に基づき、県が策定する介護サービス情報の公表計画において対象となる事業所に対しては、県から通知を行います。原則として、指定を受けた年度は基本情報について報告が必要です。
- ⑨ 事業所情報公表
- ・上記、介護サービス情報の公表計画に基づき報告された事業所情報について、県の受理審査を経たものは公表システム（<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/29/index.php>）上で随時公表します。

6. 指定申請受付・相談窓口

福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課 介護事業係

場所 奈良市登大路町30番地 県庁本庁舎3階

受付時間 月～金曜日（国民の祝日、12月29日から翌1月3日の間を除く。）の9：00～16：30（12：00から13：00の時間帯を除く。）

電話 0742-27-8532（ダイヤルイン）

FAX 0742-27-3075

※来庁の際は、必ず事前に電話で来庁日時を予約してください。

7. その他の注意点

(1) 指定の効力について

- ・指定の手続きは、サービス種別及び事業所所在地ごとに受けなければなりません。
- ・指定の有効期間は6年です。有効期間到達までに更新手続きが必要です。

(2) 定款等について

- ・事業を実施する法人の定款、寄附行為等に、法人が実施する事業として、申請される介護サービス事業を具体的に位置付け、登記も済ませてください。
- ・下記の例示どおりに記載した場合、介護予防サービスを含む解釈が可能です。
（例1）介護保険法に基づく〇〇〇〇事業
※上記下線部に、訪問介護、通所介護等の事業名を明記してください。
（例2）介護保険法に基づく居宅サービス事業
介護保険法に基づく介護予防サービス事業

(3) 申請書類作成にあたっての留意事項

- ・使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。
- ・申請書類の大きさは、特に定めがない限り、A4サイズ（日本工業規格A列4番）としてください。B4サイズの資格証等もA4サイズに縮小して構いません。

(4) 欠格事項について

- ・居宅サービス事業者は介護保険法第70条第2項各号の事項
- ・介護老人福祉施設は介護保険法第86条第2項各号の事項
- ・介護老人保健施設は介護保険法第94条第3項各号の事項
- ・介護医療院は介護保険法第107条第3項各号の事項
- ・介護予防サービス事業者は介護保険法第115条の2第2項各号の事項

(5) 老人福祉法に基づく届出について

- ・国及び都道府県以外の者が、「老人居宅生活支援事業」に該当するサービスを行う場合は、老人福祉法上の届出が必要です。介護保険法上で県が指定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の各サービスを行う場合は、必ず届出を行ってください。

(6) 業務管理体制に係る届出について

- ・適切な事業運営や利用者へのサービスの確保を行うことができるよう、介護サービス事業者には事業者として整備すべき体制について届出を行うことが義務付けられています。事業開始時にはこれらの体制を整備し、必ず届出を行ってください。詳しくは指定の通知書と同封の文書又は介護保険課ホームページを参照してください。

【奈良市内で事業所を開設する場合】

- ・都道府県が指定することとなっているサービス種別であっても、奈良市内に所在する事業所の指定は奈良市（中核市）が行います。
- ・奈良市内での事業所開設は、奈良市役所介護福祉課へご相談ください。